

吹田市自転車利用環境整備計画策定会議における傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市自転車利用環境整備計画策定会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名以上8名以下の範囲内で会場の広狭に応じて定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしてはならないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により土木部長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影または録音等をしてはならない。ただし、土木部長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議の会長から指示があったときはすみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会議の会長はこれを抑止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則 平成29年 1月 13日制定

この要領は、平成29年 1月 13日から施行する。

吹田市自転車利用環境整備計画策定会議 傍聴人受付簿（事務局管理用）

| 番号 | 住所 | 氏名 |
|----|----|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |
| 17 | | |
| 18 | | |
| 19 | | |
| 20 | | |